

新潟県企業局管理規程第7号

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年8月29日

新潟県企業管理者 大田 正 信

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後					改 正 前				
(出納取扱金融機関等)					(出納取扱金融機関等)				
第 8 条 (略)					第 8 条 (略)				
2 (略)					2 (略)				
					3 出納店は、企業局長の定めるところにより担保を 提供しなければならない。				
別表第 1 (第 3 条関係)					別表第 1 (第 3 条関係)				
(略)					(略)				
支出負担行為					支出負担行為				
科目等		次長	課長	課長 補佐	科目等		次長	課長	課長 補佐
1 収益 的支 出	(略)				1 収益 的支 出	(略)			
	(17) 損害保険料		200万円 超	200万円 以下		(17) 損害保険料		○	
	(略)					(略)			
(略)					(略)				
(略)					(略)				
別表第 2 (第 4 条、第 4 条の 2 関係)					別表第 2 (第 4 条、第 4 条の 2 関係)				
(略)					(略)				
支出負担行為					支出負担行為				
科目等		事業所長 に委任す る範囲	次長に専 決させる 範囲		科目等		事業所長 に委任す る範囲	次長に専 決させる 範囲	
1 収益 的支 出	(略)				1 収益 的支 出	(略)			
	(12) 損害保険料 自動車損害保 険料	(略)	200万円 以下			(12) 損害保険料 自動車損害保 険料	(略)		
	(略)					(略)			
(略)					(略)				
(略)					(略)				

附 則

この規程は、公布の日から施行する。